

【提案書作成期間中における質疑】

「市有地を活用した地産地消の再エネ発電事業」

パートナー事業者公募に対する質問への回答（令和7年12月10日更新 ※質疑 No. 14 追加）

提案書作成期間中において、公平性担保の観点から市が公表すべき事項と判断した質疑については、随時HP上にて回答します。

No	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1	評価基準の⑤電力提案単価について	評価基準に記載のある電力提案単価についてですが、こちらは市有施設への電力供給をスキームに入れる際に関係してくる部分という認識でよろしいでしょうか。 需要家様との協議の中で、外部に公表することを想定していない部分(特に価格や商務条件等)があり、公表を控えるよう言われてしまふと、提案書に内容をおりこむことが困難となってしまう場合がありますが、問題ございませんでしょうか。	市有施設に限らず、市内需要家への電力提案単価について評価しますので、具体的な単価等の公表が難しい場合であっても、差し支えない範囲での提案を行ってください。なお、電力提案単価を含む提案内容について、市が対外的に公表することはございません。

2	ケーブル横断の可否について	<p>現在進行中の公募案件において、計画地が高速道路を挟んだ南北エリアにまたがる場合、両エリア間のケーブル接続の可否は、応募企業の提案構成に大きく影響する重要な要素です。</p> <p>現状では、「優先交渉権を得た事業者のみがネクスコ様と協議可能」とのルールがあることを承知しておりますが、応募段階において接続可否の判断ができない状況は、以下のような課題を生じさせています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①応募事業者：提案パターンが複数となり、企業側の設計・検討負荷が大きくなる ②北海道電力：接続検討申請が複数化し、電力会社側の業務負担が増す ③苫小牧市：事業全体の検討遅延・環境影響評価の開始遅れを招く可能性がある <p>つきましては、上記の事情を踏まえ、苫小牧市様または代表企業1社がネクスコ様に対して「高速道路横断ケーブル接続の可否」について事前確認を行うことは可能でしょうか。本確認がなされることで、応募企業・電力会社双方の負荷軽減と、より円滑な提案・事業推進が可能となると考えております。</p>	<p>東日本高速道路㈱に再度確認したところ、ケーブル等の横断について協力いただけるとのことでした。設置方法によっては、道路占用申請が必要となる場合やご希望に沿えない場合もありますが、事前に個別の相談に応じるのは難しいとのことでしたのでご理解ください。</p> <p>具体的な設置方法や申請の要否については、市、東日本高速道路㈱及び選定された事業者との協議により判断することとします。</p>
---	---------------	--	---

3	接続検討について	<p>本事業に係る接続検討申込みを行ったが、一般送配電事業者から以下の回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○系統の空き状況を考慮すると、申し込まれた設備容量では近傍の鉄塔への接続ができない。 ○現状では、白老変電所に自営線で接続するか、申し込まれた設備容量を一定程度まで下げることで接続が可能となる。 このままでは、系統への接続及び工事費負担金が不透明であり事業検討が難しい状況だが、どうしたらよいか。 	<p>本公募においては、提案要件として定めている手続きのステータスではなく、接続検討に係る回答があることを必須とはしておりません。</p> <p>一方で、当市としては、本公募の貸付物件において、既に系統アクセスに係る「工事費負担金契約締結」の手続きを進め、一定の容量を確保している事業者がいることを確認していますが、当該事業者に対して、公募により採択された事業者のみが当該地における事業の実施に向けた協議を行うことが可能であることを説明しております。</p> <p>また、当市においても、接続検討における工事費負担金について、一般送配電事業者である北海道電力ネットワーク（株）と協議を重ねてきましたが、以下のとおり回答がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接続検討の申込容量が、現状の系統空き容量を超過している場合については、工事費負担金を回答することはできない。 ○接続検討の申込容量が、系統空き容量の範囲内であれば接続が可能であるため、工事費負担金を回答することができる。 <p>については、提案にあたり必要と判断した場合には、北海道電力ネットワーク（株）と協議のうえ、現状の系統空き容量の範囲内で接続検討を行ってください。そのうえで、系統の空き容量が増えた場合を想</p>
---	----------	---	--

			定した拡張性のある事業計画を併せて提案することも可能とします。なお、これまで公表した質問への回答では、「事業期間及び電力提案単価について、1提案者につき1案とさせていただきます。」としておりましたが、この場合には適用しないこととします。
4	接続検討について	公募提案時には北海道電力ネットワーク(株)からの接続検討結果なしでの応募となり、接続検討申込は正式採択後に行いますが、公募要件上、問題ございませんでしょうか。	No. 3の回答のとおり、提案要件として接続検討に係る回答があることを必須とはしておりませんので、提案可能です。
5	接続検討について	「工事負担金契約締結」の手続きを進め、一定の容量を確保している事業者がいる。とのことですですが、これは別の事業者が本公募における優先交渉権を取得した場合、その地位を継承することができるという認識でよろしいでしょうか。 また、この一定の容量を確保しているというのはどの断面での空き容量が確保できているということでしょうか。	No. 3の回答により、提案について検討して下さい。

		<p>「一定の容量の確保 = 接続検討に関わる回答をすでに受領しており、本申込にかかる保証金を既に支払っている」という認識でおり、これがどの断面での回答かによって、本事業地での接続可能容量が異なってくるかと存じます。</p> <p>容量確保の時期やその容量、継承の有無によって本来最善と思われる設計や計画が、これによって大きく変わることから、一定の容量を確保しているというその情報は公開すべき内容であると考えておりますがいかがでしょうか。</p>	
6	接続検討について	<p>本公募における質疑応答 No. 3 にて、「系統の空き容量が増えた場合を想定した拡張性のある事業計画を併せて提案することも可能」とご回答を頂いております。</p> <p>一方で、貴市のご回答にもあるとおり、現時点では既に「工事費負担金契約を締結し、一定の容量を確保している事業者」が存在しており、実際には、当該事業者が申込を取下げない限り、新たな系統空き容量は発生せず、他事業者による拡張提案を実現することはできません。</p>	<p>当該事業者に対しては、公募により採択された事業者のみが当該地における事業の実施に向けた協議を行うことが可能であることを説明しておりますので、No. 3 の回答により提案について検討して下さい。</p>

	<p>したがって、仮に本公募において、当該系統枠を確保している事業者が不採択となった場合には、その事業者に対して申込の取下げを行うよう、貴市から働きかけを実施いただくことが必要と考えております。</p> <p>当該対応を実施頂けない場合、公募において拡張性のある提案を行っても、実際には北海道電力ネットワーク㈱に接続検討申込を受理いただけず、「空き容量が増えた場合を想定した事業計画」という前提自体が成り立たなくなると考えております。</p> <p>つきましては、系統枠を確保している事業者が不採択となった場合には、貴市として当該事業者に申込取下げを要請または働きかけを行って頂く必要があると考えておりますが、どのような対応を行う想定かご教授頂きたく存じます。</p>	
--	--	--

7	電力契約	市有施設に電力を供給する場合、「(3) 電力契約電力提案単価は原則、契約期間中一定額。」とあるが、優先交渉権選定後の詳細設計や物価高騰等の要因により提案時の単価では事業性が見込めないとなった場合に単価の変更は可能でしょうか。	原則、電力提案単価と同一の単価で電力契約を行うものとします。ただし、市場連動するものであることから、最終的には市と協議のうえ契約単価を決定することとします。
8	太陽光発電事業実施にあたつての基本的事項	優先交渉権を得て、市との協定書締結後に、事業化断念した場合に、何らかのペナルティの発生はございますでしょうか。 実施が不可能もしくは経済合理性が著しく悪化した場合を想定しております。	優先交渉権者選定後の辞退に対するペナルティ発生の有無については、B社からの質問 N0.11への回答のとおりです。 基本協定書において想定のケースも含めペナルティを設定する否かまたどのような場合にペナルティを設定するかについては、基本協定書の締結に向けての協議を踏まえて決定する予定です。
9	共同事業体（主たる事業者以外）の変更である場合の変更可否	優先交渉権の付与後、協定書締結後において、共同事業体の一部を変更することは可能でしょうか。 例えば「EPC（工事契約条件）価格が折り合わないまたは、工事請負会社側が工事を受注できなくなった為、別の工事会社を共同事業体として参画させる」等が想定されます。	共同企業体の一部の変更が認められるか否かについては、個別具体的に判断いたします。また、脱退については、共同企業体協定書の第16条及び第16条の2に記載のとおり、他の構成員全員及び市の承認が必要となります。

10	代替会社の参画形態(選択肢)について	<p>上記のような場合、以下のどちらの形式での参画が可能かご確認をお願いします。</p> <p>(A) 新たな工事会社を「共同事業者」として追加(又は入替)する</p> <p>(B) 共同事業者とはせず、工事請負会社として外部委託の形で参画させる</p>	No. 9の回答のとおり、個別具体的に判断いたします。
11	現共同事業者の同意の要否	<p>現在の共同事業者を外す場合、当該企業からの正式な同意(承諾書等)は必須でしょうか。</p> <p>※契約上の内部手続か、公募要領上の必須要件かをご教示ください。</p>	共同企業体協定書の第16条及び第16条の2に記載のとおり、他の構成員全員及び市の承認が必要となりますが、具体的な手続き等については市と事業者で協議のうえ決定することとします。
12	市の承認の要否と判断基準	<p>共同事業者を変更する場合、市としての承認が必要かをご確認したく存じます。</p> <p>また、承認が必要な場合、参加要件(資格要件)を満たしていれば承認可能なのか、それ以外に審査基準があるのかも合わせてご教示ください。</p>	共同企業体の変更が認められるか否かについては、個別具体的に判断いたします。

1 3	基本協定の締結について	<p>パートナー事業者公募に対する質問への回答</p> <p>【F 社】 N0. 1 0 の回答に「基本協定締結においては、市・需要家・事業者の三者での締結となります。その中で電力供給に関する事項を含めることを想定しております。」と記載がございますが、需要家が苫小牧市様となる場合のみ市・需要家・事業者での基本協定を締結するものと想定しており、需要家が苫小牧市様以外となる場合には、需要家を含めた基本協定の締結は不要という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>募集要領 P 9 に記載のとおり、事業化に向けた基本的事項を定めた基本協定について、市・需要家・事業者の三者で締結することとなります。需要家が市以外であった場合には不要ということではございません。</p>
1 4	提案書の提出期日に関して	<p>令和 7 年 1 2 月 8 日に発生した青森県東方沖を震源とする地震による影響で、運送業者にて配送遅延が発生する可能性がございます。できる限り早期に提出できるよう準備を進めておりますが、万が一遅延し 2 2 日必着に間に合わなかった場合、参加資格の喪失等の扱いとなるのでしょうか。</p>	<p>原則として、提出期限までに提案書が届かない場合は参加意思がないものとみなし、辞退扱いとします。</p> <p>ただし、万が一、提出期限までの間に大きな災害等が発生し、期日までの受理が明らかに困難な状況であると市が判断した場合には、対応を検討し全事業者に対してお知らせします。</p> <p>なお、本地震による遅延の影響については、1 日程度としている郵送サービス事業者がいるため、考慮いたしません。</p> <p>郵送による提出を検討している事業者におかれましては、余裕をもって発送してください。</p>